（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の十　平成二十三年度に限り、宮城県及び福島県のゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×B）×57,000円

算式の符号

A　前年の3月1日からその年の2月末日までの施設ごとの延利用者の1日当たりの数（1人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数（その年の3月31日までに廃止された施設に係る延利用者の1日当たりの数を除く。）として総務大臣が調査した数

B　宮城県にあつては0.948、福島県にあつては0.726

附則第十四条の十一を削る。

附則第十五条第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同項第二号中「ただし、第三十一条第四項第一号の算式の符号Aから改正前の省令第三十一条第四項第一号の算式の符号Aを控除した額を改正前の省令第三十一条第四項第一号の算式の符号Aの絶対値で除して得た数が一・〇〇を超え、かつ、前年度分過大過少額が正である団体にあつては前年度過大過少額の全額を控除した額とする。」を削り、「平成21年度」を「平成22年度」に、「減収補てん債」を「減収補填債」に改め、同項第六号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第二項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

附則第十五条の二を次のように改める。

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法の特例）

第十五条の二　平成二十三年度に限り、特定被災地方公共団体のうち福島県田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡浪江町及び相馬郡飯舘村における市町村たばこ税の基準税額は、第三十四条の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した額とする。

算式

{(A×B)×3.4094−C}×α

算式の符号

A　第34条に規定する算式中の符号Aに同じ。

B　第34条に規定する算式中の符号Bに同じ。

C　第34条に規定する算式中の符号Cに同じ。

α　福島県田村市にあつては0.99、南相馬市にあつては0.80、伊達郡川俣町にあつては0.93、双葉郡浪江町にあつては0.01、相馬郡飯舘村にあつては0.08

附則第十五条の二の次に次の一条を加える。

第十五条の三　第三十四条の規定にかかわらず、福島県双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町及び同郡葛尾村における市町村たばこ税の基準税額は零とする。

附則第十六条第一項及び第三項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第四項中「平成十五年度から平成二十一年度までにおいて地方税法第七百条の十一第二項の規定に基づく納入金の納入」を「平成十五年度から平成二十年度までの各年度における地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十一年改正前の地方税法」という。）第七百条の十一第二項の規定若しくは平成二十一年度及び平成二十二年度における地方税法第百四十四条の十四第二項の規定に基づく納入金の納入」に、「同法第七百条の十四第一項の規定に基づく税額の納付」を「平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の十四第一項の規定若しくは平成二十一年度及び平成二十二年度における地方税法第百四十四条の十八第一項の規定に基づく税額の納付」に、「同法第七百条の三十八の規定に基づく滞納処分」を「平成十五年度から平成二十年度までの各年度における平成二十一年改正前の地方税法第七百条の三十八の規定若しくは平成二十一年度及び平成二十二年度における地方税法第百四十四条の五十一の規定に基づく滞納処分」に、「第十五条の七の規定に基づく滞納処分」を「地方税法第十五条の七の規定に基づく滞納処分」に改め、同条第五項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第六項中「平成二十年改正前の省令附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県及び」を「平成二十年改正前の省令附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県」に改め、「（以下「平成二十一年改正前の省令」という。）附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県」の下に「及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第七十七号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十二年改正前の省令」という。）附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県」を加え、「平成十五年度から第二十年度」を「平成十五年度から平成二十一年度」に改める。

附則第十六条の二を次のように改める。

第十六条の二　平成二十三年度に限り、第二十九条中「〇・八八九」とあるのは、「東京都にあつては〇・九〇八、その他の道府県にあつては〇・八八九」とする。

附則第十六条の三を次のように改める。

（特別とん譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の三　平成二十三年度に限り、特定被災地方公共団体のうち青森県八戸市、岩手県宮古市、大船渡市、釜石市、宮城県仙台市、石巻市、塩竈市、多賀城市、宮城郡七ヶ浜町、福島県いわき市、相馬市、相馬郡新地町、茨城県日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市及び那珂郡東海村における特別とん譲与税の基準税額は、第四十条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　特別とん譲与税法第三条の規定によつて前年度の九月及び三月に譲与された特別とん譲与税の額の合算額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。次号において同じ。）に〇・六二八を乗じて得た額

二　前年度における第四十条第一号の額の過大算定額又は過少算定額として次の算式によつて算定した額

算式

A−B

算式の符号

A　前年度の9月及び3月に譲与された特別とん譲与税の額の合算額

B　前年度における前号の額

附則第十六条の四を次のように改める。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の四　平成二十三年度に限り、特定被災地方公共団体のうち宮城県の航空機燃料譲与税の基準税額の算定において第二十九条の三中「〇・八八三」とあるのは「〇・六四〇」と読み替えるものとする。

2　平成二十三年度に限り、特定被災地方公共団体のうち宮城県名取市及び岩沼市の航空機燃料譲与税の基準税額の算定において第四十条の四中「〇・八九二」とあるのは「〇・六五一」と読み替えるものとする。

附則第十八条の見出し中「平成十四年四月一日から平成二十二年四月一日まで」を「平成十四年四月一日から平成二十三年四月一日まで」に改め、同条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「平成二十二年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に、「平成22年1月1日」を「平成23年1月1日」に改め、「市場及び水力発電所に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の数値」の下に「又は前年度の事業に係る事業所税の資産割に係る課税の対象となつた事業所床面積の数値」を、「非該当区域における従業者数」の下に「又は前年度の事業に係る事業所税の従業者割に係る課税の対象となつた従業者数」を加える。